

## 第44回

# 桜美会 税法実務研修会

ご好評をいただいております恒例の「税法実務研修会」を、以下のとおり開催いたします。多数ご参加くださいますよう、ご案内いたします。

なお、この研修会は、桜美会会員でない先生方も参加可能ですので、お誘い合せの上、ご参加ください。

日時 平成29年10月3日(火)  
13:00 ~ 17:00  
(開場12:00)

場所 エル・おおさか (エル・シアター)  
大阪市中央区北浜東3-14 ☎06-6942-0001  
(地下鉄谷町線天満橋②出口、京阪線天満橋東出口より西へ300メートル)

値下げ!!

会費 会員 1,000円 (資料代として)  
非会員 2,000円 (資料代含む) 会費は当日受付にてお支払いください。

研修内容 会員より寄せられた次のような事例を取り上げ、質疑応答形式で解説いたします。

- 改正法令・通達の理解を深めるもの
- 実務上頻度の多いもの
- 取扱い上紛らわしいもの 等

応答者 大阪国税局 課税第一部 審理課主査 等

質疑者 桜美会 研修部員

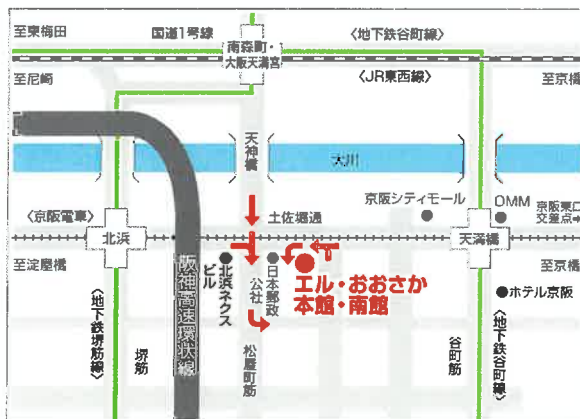
研修事例 次ページ以下のとおりです。

資料等 当日の参加者には、「問題集」と、併せて事例解説で用いたパワーポイント等の「解説用資料集(桜美会作成)」をお渡しいたします。

※ 研修受講カードを持参して下さい。

参加者には  
資料集も!!

- 研修の義務化に伴い多数の参加が予想されますので、できるだけ早めにご来場ください。
- 会場の収容人員に限りがあります(801席)ので、座席は到着順とさせていただきます。予めご了承ください。



## 事 例 目 次

※ 研修会当日に事例を取り上げる順序は、以下に記載した順序と異なります。

### 【所得税】

- Q 1 賃貸用アパートを購入した際に支払った固定資産税及び都市計画税相当額の精算金の取扱いについて
- Q 2 医療費控除の改正について

### 【資産税】

- Q 1 平成 22 年に取得した土地等を譲渡した場合の課税関係について
- Q 2 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例（措法 35③）について
- Q 3 敷地の一部が使用貸借されている賃貸マンションの当該敷地を相続した場合の評価方法
- Q 4 空中権の売買と所得区分

### 【資産評価】

- Q 1 ゴルフ場用地の評価について
- Q 2 不整形地の評価について

### 【法人税】

- Q 1 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却制度及び法人税額の特別控除制度の創設について
- Q 2 移転価格税制の適用について
- Q 3 事業の譲受けに伴い賞与支払債務の履行に係る負担を引き受けた場合の課税関係について
- Q 4 分割と合併を同日に行う場合に当該分割により移転する資産及び負債に係る譲渡損益の取扱いについて
- Q 5 連結納税の開始に当たり、過去に特別償却の適用を受けた減価償却資産を有する場合の時価評価損益について

### 【消費税】

- Q 1 特定期間についての注意点について
- Q 2 営業の譲渡をした場合の対価の額について

### 【所得税・法人税・消費税】

- Q 1 職務発明による特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度を導入した場合の「相当の利益」に係る税務上の取扱いについて